

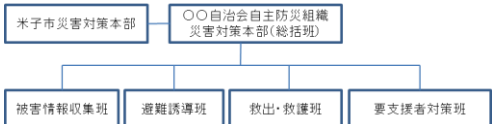
米子市地域防災計画及び米子市広域住民避難計画修正素案に対するご意見への回答

1 パブリックコメントで頂いた意見及び意見への回答

意 見	回 答
<p>本市行政の取組の改善が伝わってきた。</p> <p>一方で、暮らしを支える一番身近な行政機関としては、市民の防災活動の促進について計画内には薄い印象。</p> <p>自主防災組織は一覧にあるが、活動状況や今後の支援方針、結成に向けた取組を何らかの形で示せないか。</p>	<p>本計画は「全体計画」という位置づけで作成しています。そのため、個々の状況等の記載は行いませんが、各組織の具体的な活動内容や支援、結成に向けた取組については、米子市防災研修会や出前講座などを通じ周知に努めており、引き続き各種機会を通じて取り組んでまいります。</p>
<p>新型コロナウイルスを踏まえた感染症対策を計画に盛り込めるとよいが、どのような扱いになっているのか。</p> <p>避難所内の使用可能なスペース・各スペース利用者（収容人）数を再検討し、避難所開設数・場所や、計画の記載方法について見直す必要があると思う。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策については、現在、国や県からの通知等に基づき取り組んでいるところです。地域防災計画は、国の防災基本計画や、県の地域防災計画とも整合を図る必要があり、新型コロナウイルスへの研究、対策等も見極めながら計画の修正を検討してまいります。</p>
<p>「津波発生時の一時的な避難場所としての加盟旅館の使用に関する協定書」があるが、5月にコロナ禍で改めて協力を確認されたと聞く。具体的な内容を計画に記載する必要はないか。</p> <p>また、個別の施設（よなご大平園、米子自動車学校、高校、福祉施設、福祉避難所など要配慮者の緊急受入れを締結している避難所）について市民には分かりにくい。</p> <p>避難所に行ける方と、そこに行くことが困難な方や、日頃からサービスを利用している方々のマイ・タイムライン（避難行動）を丁寧に作り上げる必要があるのではないか。</p> <p>市民の防災減災の具体的な行動計画の推進をお願いする。</p>	<p>現在コロナ禍を含む災害時の協力について協議中であり、今回の改訂には反映できませんが、運用面では適切に対処できるよう取り組んでまいります。</p> <p>マイ・タイムラインについては、ホームページ上で公開しており、今後さまざまな機会を通して、作成の必要性を周知しながら、併せて作成支援に取り組んでまいります。</p>
<p>備蓄物資等の保管の現況と、保管場所一覧として計画に記載されているものとの差異。仕方がないのか、という印象。</p> <p>保管期限や、長期保管の可能な備品、循環方法と有効活用について、具体的検討を求める。</p>	<p>地域防災計画に掲載の備蓄品一覧は基準日を設けているため、その日以降に物品の消費等があった場合、現況の数量と差異が生じます。</p> <p>物品の保管期限等は、常時確認しており、期限内に使い切れるよう訓練等で消費しています。</p>
<p>「災害救助犬及びセラピードッグの出勤に関する協定書」は、平成 20 年のものだった。鳥取県は、今年 3 月に新たに、淀江の森田氏と国際災害救助犬エルザとの協定を結ばれている。本市も森田氏とエルザとの協定書締結と、エルザの活動支援を検討されるべきではないか。</p>	<p>災害救助犬及びセラピードッグの出勤に関しては、平成 20 年に締結した「災害救助犬及びセラピードッグの出勤に関する協定書」の中で運用することとしています。</p> <p>また、今年 3 月に鳥取県が森田氏・エルザと結んだ協定は包括的な協定であり、本市も支援の対象となっています。</p>
<p>広報の文例がいくつか示されているが、現状に合ったものに訂正しておくべきではないか。</p>	<p>「資料編 2-19 広報文例」に文例を示しており、警戒レベルを用いた広報文例に更新しています。</p> <p>情報を正確に伝達できるよう、わかりやすい広報に今後も努めてまいります。</p>
<p>分散避難や車避難について、啓発と合わせ、駐車場や停車場所、台数について検討が必要ではないか。（熊本地震でも大きな公園が車避難の場所として活用されていた。）</p>	<p>避難については、自家用車は使わず、原則徒歩にて行うと啓発していますが、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合などの整理や、駐車場所等について検討してまいります。</p>

意見	回答
<p>避難者カード、マイ・タイムライン、避難済み標識の掲示、障がい等で配慮が必要な方にはヘルプカード携帯と、自身の配慮を求める内容の伝達方法の事前準備など、防災学習等だけでなくあらゆる機会を通して、事前の取組を推進することで意識向上につながるのではないか。推進をお願いしたい。</p>	<p>様々な機会を通じて、防災に向けた取組を推進し、事前の取組の重要性について周知を図ってまいります。</p>
<p>児童生徒等の避難（保護者への引渡しを含む）・観光客・外国人等の避難など、個々に取り組まれているところが計画書では見えにくく思う。今後更に改善できる部分ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、わかりやすい記述に努めてまいります。</p>
<p>転入時の災害時の情報受信や避難行動についての啓発は、十分な取組をお願いしたい。</p> <p>転入者は、危険地域を言われても地名がイメージできないので、ホームページやハザードマップで自身の居る場所の危険度が理解しにくい点を、転入時にしっかりフォローいただきたいと思う。</p>	<p>冊子「くらしのガイド」に、ハザードマップをはじめ、防災に係る各種情報を記載し、転入者に配布しています。その他相談等に丁寧に対応するとともに、自主防災組織や地域による共助の推進に努め、啓発や理解促進を図ってまいります。</p>
<p>計画に基づいた各避難所の開設、運営マニュアルの作成と、訓練等を通じた職員や地域の中心者（自治会・自主防災組織・消防談・防災士など）への周知徹底及び検証、マニュアルの定期的な点検を、それらを通して「個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な関係機関等との連携強化を求める。</p> <p>（国の防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画において、特に重点を置くべき事項の「5」項より）</p>	<p>避難所マニュアルの改善のほか、訓練等を通じた計画の実効性の向上、関係機関との連携強化などに今後も努めてまいります。</p>
<p>安定ヨウ素剤の事前配布を受けた方が、一時集結所や避難退域時検査会場などで安定ヨウ素剤を誤って過剰に服用することがないように、配布場所を確認するなどの手順があるのか心配。</p> <p>服用対象者、服用が禁忌となる可能性等について、一時集結所や避難退域時検査会場など口頭の説明以外に文書（掲示）等をあらかじめ準備できているか。</p> <p>また、毎年の事前配布の説明会に併せて、過剰服用や禁忌の方があることや、服用のタイミングなど周知に力を入れていただき、その上で、UPZ圏内にある方々が事前配布の判断ができる環境を整えていただきたい。</p>	<p>緊急時に安定ヨウ素剤を配布する際は、過剰に服用されることがないように、薬剤師等の専門職がしっかりと確認を行います。</p> <p>服用できない方、服用が禁忌となる可能性については、口頭での説明に加え、受領の際に記入していただく問診票のチェックリストを用いて、専門職と一緒に確認していただけるようになっています。</p> <p>安定ヨウ素剤の副作用や服用のタイミングなどについては、今後も原子力防災ハンドブックの配布や、出前講座、講演会等の機会を活用して周知を図ってまいります。</p>

2 委員から頂いた意見及び意見への回答

計画名	頁	章	節	項	意見等	回答
共通対策	46 123	2 3	12 8	5	<p>自主防災組織の促進に関して、自主防災組織の充実と促進を図るために組織の基本図を策定し、P.123の米子市災害対策本部の組織図に関連付けて自主防災組織組織図を明記し、自主防災組織整備計画の追記とする。</p> <p>例)</p> 	<p>いただいた意見を参考とし、自主防災組織の今後の組織体系や災害対策本部との関わりなどを検討したいと考えます。</p>

計画名	頁	章	節	項	意見等	回答
共通対策	116	3	8	4	5段階の警戒レベルを用いた避難勧告の発令や、防災気象情報と警戒レベルとの関連を明確化された。これに伴い、市が避難勧告等を発令する際には気象警戒レベルを用いると明記されているが、気象警戒レベルでは、災害発生時の住民に対する避難情報として伝わりにくい。自治体の発する避難情報は警戒レベルとは区別して、予測される警戒レベルの内容で地域住民が直接行動がとれるように、より具体的に避難情報を広報すべき。	避難勧告等の避難情報を発令する際は、市民が情報の意味を直感的に理解できるよう、気象警戒レベルではなく警戒レベルを用いて発令することとしています。なお、発令の際は、警戒レベル、避難情報と併せ、市民がとるべき具体的な避難行動も広報いたします。警戒レベルを含めた避難情報の意味については、引き続き、広報誌や地域への出前講座等で周知に努めてまいります。
共通対策	123	3	8	5	<p>避難勧告等の伝達方法図について。</p> <p>①防災行政無線の放送は非常に聞き取りにくいことから、放送施設の改善が必要である。例えば1自治会に1施設を設置するなど。</p> <p>②広報車両の確保はされているが、避難勧告等対象地域に直接出勤または地域住民が運用できるように、常備（消防団以外に）するべき。</p> <p>③援護班への伝達は直接関係居住者を避難誘導に結びつけるものであり、行動を伴うものとして被害情報収集班として、別図式してはどうか。（米子市災害対策本部直轄）等、関係居住者などへの被害状況・伝達受け入れ体制の整備が必要である。</p>	<p>①防災行政無線は、市内全域の音達状況を調査の上で整備しており、平成28年度から31年度の4か年計画で市内全域のデジタル更新工事を完了しています。防災行政無線は、天候や建物の構造等の要因によっては聞こえづらい場合もあり、米子市緊急放送テレホンサービス（0120-310-475）による防災行政無線の聞き直しや、「米子市ホームページ」、「あんしんトリピーメール」、「県の防災アプリ・あんしんトリピーなび」、中海テレビのテロップ放送などを行っております。また、今年度から防災ラジオ整備事業に着手しており、市民の皆さまが防災行政無線放送の内容をお手持ちのラジオ等で聴取していただける仕組みを構築するとともに、防災行政無線放送に連動・自動起動する防災ラジオ放送受信機を製造し、希望者に有償貸与する予定としています。</p> <p>②避難勧告等の対象地域に対する広報は防災行政無線等様々な手段で行うこととしており、職員が広報車で現場出勤し、対象地域に直接避難を呼びかけることも想定しています。</p> <p>③災害対策本部総務班が避難指示等に関することや指揮指令の伝達に関することを所掌事務としており、現行の図の系統で各対策班等に伝達することとしています。被害家屋やインフラなどの情報収集については、各対策班において対応することとしています。</p>
共通対策	131	3	8	14	避難環境の確保など避難対策に係る見直しについて、一般の避難所と感染症等を想定して、事前に感染症対応の避難所をあらかじめ検討し、設置場所を決定しておく必要がある。	避難所での過密状態を防ぐために、できる限り多くの避難所を開設することに加え、開設した避難所についてはマスク、アルコール消毒液、非接触型体温計などの配備を基本とした一律的な感染症対策を講じることとしています。

計画名	頁	章	節	項	意見等	回答
津波災害 対策	285	3		7	津波災害警戒区域の指定に伴う要配慮者にかかわらず、福祉避難所を明記すべきである。	福祉避難所については p.137 「第3章災害応急対策計画 第8節避難受入れ計画 福祉避難所の開設・運営」に明記しています。